

入札説明書

この入札説明書は、令和3年4月5日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場公告第7号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

1 公告1の（1）のイ関係

調達予定数量は購入を確約するものではないので留意すること。

2 公告1の（4）関係

納入については、畜産試験場の指示によることとし、畜産試験場の閉庁日、閉庁時間においても納入を指示することがあるので留意すること。

なお、納品の際は畜産試験場長の定める場内防疫対応を遵守すること。

3 公告3の（1）のエ関係

申請は別紙1「一般競争入札参加資格審査申請書」によること。

4 再度入札に付しても落札者が決定しない場合は、契約事務取扱規則第28条第1項第5号の規定により、随意契約に移行する場合がある。

この場合、次のとおりとする。

① すべての入札金額（単価）が最低の価格（単価）である入札者がいる場合

当該入札者から見積書を徴する。

② すべての入札金額（単価）が最低の価格（単価）である入札者がいない場合

入札参加者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が少ない順に2位までの者による見積合わせとし、予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、すべての見積金額（単価）が最低の価格（単価）である見積り（有効な見積書に限る。）をした者を契約の相手方とする。

5 入札書に記載する金額は、1 kg当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)の位まで記載することができる。

6 単価の変更

① 契約書第2条の契約単価の変更は、契約締結以降、道総研が入札を実施する際調査した1 kg当たりの市場価格と、その後、価格に著しい変動が生じた場合に調査した1 kg当たりの市場価格との差額について協議を行うことができるものとする。

② 契約期間中に単価の変更を行った場合にあっては、当該契約変更時に道総研が調査した市場価格と、その後の市場価格との差額について協議を行うことができるものとする。

③ ①又は②により協議し契約単価を変更することとした場合の変更後の契約単価は、変更前の契約単価を基として定める。

④ 初回の契約単価の変更は、契約期間の初日の属する月の翌月以降から実施する。